

# 貸借対照表

(平成 20 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	52,970,963	<b>流 動 負 債</b>	50,544,842
現金及び預金	1,909,819	外国為替取引自己取引差金	1,213,862
外国為替取引顧客分別金信託	34,300,000	外国為替取引預り証拠金	48,227,923
外国為替取引顧客差金	15,694,249	未 払 金	37,127
外国為替取引差入証拠金	358,023	未 払 費 用	167,299
外国為替預け金	500,000	未 払 法 人 税 等	834,252
前 払 費 用	31,216	賞 与 引 当 金	12,500
未 収 入 金	87,679	役員賞与引当金	20,000
繰延税金資産	88,510	ポイント引当金	2,543
そ の 他	1,464	そ の 他	29,333
<b>固 定 資 産</b>	839,402	<b>固 定 負 債</b>	17,191
<b>有 形 固 定 資 産</b>	311,248	役員退職慰労引当金	17,191
建 物	98,925	<b>負 債 合 計</b>	50,562,034
器 具 備 品	212,322		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	314,723		
ソフトウェア	286,372	<b>純 資 産 の 部</b>	
ソフトウェア仮勘定	28,231	<b>株 主 資 本</b>	3,248,331
そ の 他	120	資 本 金	1,019,650
<b>投資その他の資産</b>	213,430	利 益 剰 余 金	2,228,681
長期前払費用	13,160	その他利益剰余金	2,228,681
差入敷金保証金	189,764	繰越利益剰余金	2,228,681
繰延税金資産	10,505	<b>純 資 産 合 計</b>	3,248,331
<b>資 産 合 計</b>	53,810,365	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	53,810,365

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

〔 自 平成 19 年 4 月 1 日  
至 平成 20 年 3 月 31 日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
<b>営 業 収 益</b>		
受 取 手 数 料	748,317	
外国為替取引損益	3,829,723	
そ の 他 収 益	259,157	4,837,199
<b>営 業 費 用</b>		
販売費及び一般管理費		2,356,231
<b>営 業 利 益</b>		2,480,967
<b>営 業 外 収 益</b>		
受 取 利 息	1,118	1,118
<b>営 業 外 費 用</b>		
支 払 利 息	708	
そ の 他	46	755
<b>経 常 利 益</b>		2,481,329
<b>特 別 利 益</b>		
ポイント引当金戻入益	11,409	11,409
<b>特 別 損 失</b>		
固定資産除却損	8,107	
オフィス移転費用	13,834	21,941
<b>税引前当期純利益</b>		2,470,797
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	1,067,102	
<b>法人税等調整額</b>	△56,023	1,011,079
<b>当 期 純 利 益</b>		1,459,718

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

〔 自 平成 19 年 4 月 1 日  
至 平成 20 年 3 月 31 日 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				純 資 産 合 計
	資 本 金	利 益 剰 余 金		株 主 資 本 合 計	
		そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
		繰 越 利 益 剰 余 金			
前 期 末 残 高	1,019,650	768,963	768,963	1,788,613	1,788,613
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益	—	1,459,718	1,459,718	1,459,718	1,459,718
当 期 変 動 額 合 計	—	1,459,718	1,459,718	1,459,718	1,459,718
当 期 末 残 高	1,019,650	2,228,681	2,228,681	3,248,331	3,248,331

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

デリバティブ：時価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産：定率法

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3年～15年
器具及び備品	3年～20年

ロ. 無形固定資産：定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. 長期前払費用：均等償却をしております。

#### (3) 引当金の計上基準

イ. ポイント引当金

顧客に付与されたポイントの使用による費用発生に備えるため、将来の費用負担見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（追加情報）

当社は従業員に対して賞与支給制度を導入することにしたため、当事業年度から内規に基づく支給見込額を賞与引当金として計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

（追加情報）

当社は役員に対して賞与支給制度を導入することにしたため、当事業年度から内規に基づく支給見込額を役員賞与引当金として計上しております。

## ニ. 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(追加情報)

当社は役員に対して退職慰労金支給制度を導入することにしたため、当事業年度から、内規に基づく当事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

## (4) 消費税等の会計処理

イ. 税抜き方式によっております。

ロ. 控除対象外消費税額等は、固定資産に係るものは「長期前払費用」に計上し、5年で均等償却を行っており、当事業年度の費用に係るものは「販売費及び一般管理費」で処理しております。

## 2. 重要な会計方針の変更

### (1) 有形固定資産の減価償却の方法

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年4月1日以降に取得した資産については、改正後の法人税法に基づく方法に変更しております。

この結果、従来の方法に比べて販売費及び一般管理費が12,911千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ同額減少しております。

(追加情報)

当事業年度より、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

### (2) その他収益

従来、金銭信託にかかる収益については営業外収益の「金銭信託運用益」で計上し、その対応する費用は営業外費用の「金銭信託報酬」で計上していましたが、当事業年度より金銭信託にかかる収益については営業収益で計上し、その対応する費用については、販売費及び一般管理費で計上する方法に変更いたしました。この変更は、金額的な重要性が高まり今後も継続的に収益計上が見込まれることから損益区分の算定をより適正にするためのものであります。この結果、従来の方法に比べ、営業収益は159,821千円、営業利益は97,008千円それぞれ増加しましたが経常利益、税引前当期純利益および当期純利益については影響ありません。

### 3. 表示方法の変更

(貸借対照表関係)

(1) 従来、「外国為替取引預り証拠金」と「外国為替取引顧客差金」を純額表示して「顧客預り証拠金」としておりましたが、当事業年度より総額表示して、「外国為替取引預り証拠金」、「外国為替取引顧客差金」とそれぞれ区分表示しております。

(2) 従来、「外国為替取引差入証拠金」と「外国為替取引自己取引差金」を純額表示して「短期差入証拠金」としておりましたが、当事業年度より総額表示して、「外国為替取引差入証拠金」、「外国為替取引自己取引差金」とそれぞれ区分表示しております。

### 4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 130,825 千円

(2) 関係会社に対する債権債務

短期金銭債権 102 千円

長期金銭債権 1,176 千円

(3) 担保に供している資産

外国為替預け金 500,000 千円

外国為替証拠金取引のカバー取引に関して、カウンターパーティーに対して負う債務に金融機関との間でギャランティー・ファシリティー契約を結んでおり、保証限度額の担保として外国為替預け金 500,000 千円に対して質権を設定しております。

(4) 当社は、資金調達の効率化および安定化を図るため、取引銀行 2 行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額 3,000,000 千円

借入実行残高 —

---

差引額 3,000,000 千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引高 65,586 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	17,315 株
------	----------

(2) 剰余金の配当に関する事項

平成 20 年 6 月 24 日の定時株主総会において、次の議案を付議する予定であります。

株式の種類	普通株式
配当の原資	利益剰余金
配当金の総額	145,965 千円
1 株当たり配当額	8,430 円
基準日	平成 20 年 3 月 31 日
効力発生日	平成 20 年 6 月 25 日

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

(流動)

繰延税金資産

賞与引当金	5,086 千円
未払事業税	77,160 千円
一括償却資産償却超過額	4,375 千円
ポイント引当金	1,035 千円
その他	853 千円
繰延税金資産（流動）合計	88,510 千円

(固定)

繰延税金資産

役員退職慰労引当金	6,995 千円
一括償却資産償却超過額	3,510 千円
繰延税金資産（固定）合計	10,505 千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社名 及び 住所	議決権等 の所有 割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
			役員の 兼任等 (名)	事業上 の 関係				
親会社	セントラル短資 株式会社 ・ 東京都中央区	直接 39.2 間接 56.7	1	取引先	受取 手数料等	12,077	-	-
					販売費及 び一般管 理費	49,022	前払費用	102
					敷金の差入		敷金	1,176
親会社	日短キャピタル グループ株式会社 ・ 東京都中央区	直接 56.7	1	取引先	受取 手数料等	266	-	-
					販売費及 び一般管 理費	4,220	-	-
親会社 の子会 社	Nittan Capital Holding Co., Ltd ・ 香港	-	-	取引先	外国為替	-	外国為替 取引預り 証拠金	5,676

(注) 受取手数料については、第三者との通常取引と同様に決定しています。

9. 1株当たりの情報に関する注記

1株当たり純資産額	187,602円18銭
1株当たり当期純利益	84,303円69銭



## 独立監査人の監査報告書

平成 20 年 5 月 23 日

セントラル短資オンライントレード株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 公認会計士 堀 内 巧 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 白 川 芳 樹 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、セントラル短資オンライントレード株式会社の平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 7 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査報告書

当監査役会は、平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの第 7 期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

## 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、各部署において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第 100 条第 1 項および第 3 項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第 159 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成 17 年 10 月 28 日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類および附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成 20 年 5 月 30 日

セントラル短資オンライントレード株式会社 監査役会

常勤監査役	丸山 功	㊟
監査役	田村 浩三	㊟
監査役	倉都 康行	㊟